

# ひかくほう

News  
Letter

第60号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

## 所長就任のご挨拶

日本比較法研究所 所長 柳川 重規



この度、伊藤壽英前所長の後任として2020年11月18日をもって日本比較法研究所所長に就任いたしました。1948年に我が国最初の比較法研究機関として創設されて以来、数々の偉大な業績を残してきた日本比較法研究所の歴史を思うとき、所長という責務の重圧に押しつぶされそうではありますが、所員及び誌友の皆様、関係諸氏のご協力を賜りまして、日本比較法研究所の伝統を継承すべく、粉骨砕身の覚悟で職務に励む所存でございます。

### コロナ禍での共同研究の在り方とその支援

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、一向に収束する見通しが立たない中、所員の皆様におかれましては、共同研究や研究者交流など様々な点で研究に支障をきたしておられることと思います。これまで当たり前のように開催することができた研究会やシンポジウム、外国人研究者の招聘等が中止を余儀なくされております。

私が所属しております共同研究グループ「米国刑事法研究会」も、従来は年に4～5回の研究会を開催していましたが、今年は、3月以降開催ができないうございました。そのような中で、研究代表の堤和通所員（総合政策学部）がオンライン会議システムを利用した形での実施を決断され、夏休みから研究会を再開しております。グループのメンバーが実際に一つの場所に会して行う従来の研究会と比べ、参加者の活発な発言のやりとりにより、その場でダイナミックに議論が深まっていくという点ではやや物足りなさを感じることもありますが、報告者にレジュメの内容を以前よりも詳しくすることを求め、さらには研究会の1週間前の提出をお願いするなどして、参加者が十分な準備をして研究会に臨めるような工夫をし、研究会の質を落とさないように努めています。また、何よりも、遠方にいるメンバーが研究会に参加できるようになったというのが、オンライン方式での研究会の大きなメリットではないかと思っております。沖縄在住のメンバーや、モンゴルの大学に勤務しているメンバーも参加できるようになりました。

通信環境を安定させ、さらには研究会の進行をスムーズにするために、司会者と報告者はひとつの場所に集まるなどの工夫をしていけば、対面式での実施により近い形で研究会を行うことができるのではないかと思います。また、そのための機材や会議室の確保等に比較法研究所もご協力できるのではないかと考えております。小さなことかもしれませんが、まずはこのコロナ禍での共同研究の継続を第一に考えて、研究支援をさせていただこうと考えております。

### 欧文による研究成果の発信

学部生の頃、小堀憲助先生の英米法の授業の中で、比較法研究の意義として、「自然科学と違って社会科学では実験による検証ということができないが、文明のレベルが同程度の国家においては同じような社会問題が生じているので、その問題に他国が取り組んだ成果である法制度や法運用というのは、我が国にとっては他国が行ってくれた実験に当たるのであり、ここに比較法研究の意義がある。」という趣旨のお話を伺いました。なるほどと得心し、その後、刑事法の研究者となっても、渥美東洋先生、椎橋隆幸先生にご指導を仰ぎながら英米法との比較研究をベースにして研究を行ってまいりました。

我が国のこれまでの比較法研究の中心、あるいは、我が国の法制度自体が、このような諸外国における実験の成果を取り入れることに腐心してきたものであったように思います。他方で、我が国の法制度や法運用の優れた点を諸外国に発信することは、残念ながら十分には行われてきませんでした。私が専門とする刑

事法の領域での話になりますが、警察の法執行の在り方についての一つの重要なコンセプトに、コミュニティー・ポリシングという考え方があります。これは、警察が地域の関係機関、地域住民と協力して地域の治安にとっての問題を発見・解決していくことを警察活動の中心の一つに据えるというものです。アメリカの研究者がこうした考え方を理論化して提唱しましたが、このコミュニティー・ポリシングの原型は、日本の交番・駐在所における警察官の活動にあります。交番・駐在所勤務の警察官は、落とし物を預かったり道案内をしたり、場合によっては困りごとの相談を受けたりし、他方では、頻発している犯罪についての情報を地域住民に伝えるなどして地域の治安の維持に努めています。こうした交番・駐在所における警察活動の意義を理論的に解明し、さらにそれを英語で発信できていれば、コミュニティー・ポリシングは、法執行の在り方を示す日本発のコンセプトとなっていたはずですが、このような例は、刑事法に限らず、他の法領域においても多く存在するのではないかと考えられます。

日本の法制度や法運用の特徴を他国のものと比較しつつ、英語やその他の外国語で紹介する文献が増えれば、より多くの研究者や学生が日本に目を向けることになるでしょうし、世界における中央大学のステータスを高めることにもつながるように思います。

他方で、我が国の法制度や法運用が説明される際、それが我が国独自のものであると説明されることがあります。他国の制度を参照しつつ、それをわが国独自に発展させたものであるというわけです。しかし、日本独自の制度だと主張するにしても、元々の制度の持つ基本的なコンセプトを壊すものではなく、日本的に改良を加えたものだということを説得的に説明できなければ、元々の制度を持っていた国からは理解されないでしょうし、ましてやそうした改良を自国でも行おうということにはならないでしょう。日本法を外国語で紹介する場合には、日本法が依拠した外国法についての理解の正確性が問われ、また、日本法の独自な部分の強みを説得的に論証することが求められるように思います。そして、このことにより、日本における議論が日本でしか通用しないガラパゴス的なものとならず、世界に通用する理論を提供しうるものとなっていくようにも考えられます。

いずれにしても、外国語で日本法を説明する、あるいは、日本語で思考してまとめられた論稿を外国語に翻訳するという作業は、多大な労力を要するものであります。外国語での研究成果の発信を推し進めていくためには、それをサポートする体制が必要であろうと思います。任期中は、その体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

## 法学部の都心移転に伴う研究連携

2023年の法学部都心移転に伴い、比較法研究所も後楽園キャンパスへ移転することが計画されています。法科大学院所属の所員の皆様には、これまで研究所の利用の面でご不便をおかけしてきましたが、比較法研究所の都心移転により、利便性は大きく向上するものと思われれます。また、共同研究を行う上でも、法学部所属の所員と法科大学院所属の所員との連携がこれまで以上に図りやすくなるのではないかと考えられます。

さらには、法学部、法科大学院が、現在都心にある理工学部、国際情報学部との研究上の連携を強めていくことも期待されています。「文理融合」などといわれますが、科学技術と法律双方を対象に含めた研究を行わなければ、これからの社会問題を解決することはできません。私の研究関心に近いところだけでも、自動運転と法的責任、位置情報の取得による行動の監視、サイバー犯罪とその対応など様々な問題が喫緊の課題として現在議論されています。こうした課題を解決するための研究を行うには、法学部、法科大学院、理工学部、国際情報学部の連携が欠かせず、その連携を推し進めていく役割を比較法研究所が果たせるのではないかと考えております。そのための共同研究の実施やミニシンポジウムの開催などを企画したいと考えております。法学部の都心移転を契機に中央大学の諸機関が研究上の連携をとる、そのための「かすがい」に比較法研究所がなればと考える次第です。

所員の皆様の従前からの研究を支援するルーティーン業務を滞りなく行うことはもちろんのこと、上述致しましたような新たな業務にも取り組んでいく所存です。所員の皆様、関係諸氏の一層のご協力とご支援をお願い申し上げます。就任のご挨拶に代えさせていただきます。

---

所長：柳川 重規（やながわ しげき） 法学部教授（刑事法）

研究テーマ：刑事訴訟の原理の探求

論文等：共著『米国刑事判例の動向Ⅶ』中央大学出版部（2020）、「呼気検査に関する捜索・押収法の観点からの検討」  
研修 862号 3頁（2020）、「強制採尿のための留め置きに関する立法論」  
刑事法ジャーナル 62号 76頁（2019）、  
「位置情報とプライバシー」法学新報 125巻11・12号 605頁（2019）、「海外法律事情（判例紹介）Carpenter v. United States, 585 U.S. \_\_\_, 138 S.Ct. 2206（2018）」  
比較法雑誌 53巻3号 341頁（2019）、「位置情報の取得」  
刑事法ジャーナル 59号 37頁（2019）

# 国際商事紛争解決制度の変容と日本の貢献

—JIIART 創立記念シンポジウムを終えて—

日本比較法研究所 所員 伊藤 壽英

11月2日3日の両日、一般社団法人日本国際仲裁総合研究所（略称：JIIART）と中央大学比較法文化プロジェクト（2016年度採択私立大学研究ブランディング事業）の共催、および日本比較法研究所の後援により、アフターコロナ時代における国際的な商事紛争解決をテーマに、JIIART 創立記念ウェブ・シンポジウムを開催した（初日は、全報告者が中央大学市ヶ谷キャンパスに集合して配信するハイブリッド方式）。その詳細については、別の機会に譲るが、個別報告・パネルディスカッションを概観した後、個人的な感想を加えることを許されたい。

## シンポジウムの概要

第1日の冒頭で、JIIART 代表の阿部信一郎弁護士（本学法科大学院客員教授）より開催挨拶があり、日本における国際仲裁の発展と若い法律家を中心とする国際仲裁人材の育成を支援するというJIIART設立の趣旨について説明があった。続いて、柏木昇・法科大学院フェローより、「日本仲裁神話の不思議」と題する基調講演がなされた。経営法友会アンケートから、日本企業が仲裁地として日本を選択しないこと、その理由に仲裁人材の不足を挙げているのは、誤解にもとづくものであるとして、日本における国際仲裁の実施・発展を強く望んでいることを明らかにされた。次に、佐藤信行・法科大学院教授より、「比較法文化プロジェクトからみた国際紛争」と題して、同教授が代表を務める中央大学私立大学ブランディング事業（略称・比較法文化プロジェクト）の成果が、国際紛争解決の実務的課題と接続されたことを明らかにした。

その後、高取芳宏弁護士（日本仲裁人協会常務理事）をモデレーターとして、柏木昇フェロー・小杉丈夫弁護士（LAWASIA 元会長）・岡田春夫弁護士（京都国際調停センター所長）をパネリストに、「COVID-19下でのADRの具体的活用と問題点」をテーマについて議論した。興味深い論点が多数であったが、とくに印象深かったのは以下の点である。第一に、紛争解決の実効性を向上させるためには、国際仲裁と国際調停の連携を図る必要があることが示唆された。第二に、とくにアジアにおけるサプライ・チェーンの寸断から生じるような紛争については、国際仲裁よりも国際調停のほうが適切であると指摘された。第三に、そのために、京都国際調停センターが、より多くの案件を呼び込むことが必要であり、たとえば日本企業のインハウス・ローヤー（社内弁護士）であれば、短期間で妥当な調停案を提示することができるのではないか、といったアイ

デアが披瀝された。

第2日目は、国際仲裁の実務で活躍し、わが国の実務との関わりも深い実務家・研究者が中心となっ

て、コロナ禍での国際仲裁実務から生じている問題点について検討した。まず、Colin Ong 勅撰弁護士から、「COVID-19下におけるAIその他の技術」と題する基調講演があった。国際仲裁の実務では、大量の文書のやりとりが発生するのが通例であるが、COVID-19下では難しい、しかし、AI技術を用いると、必要な文書と箇所を特定することができ、いちいち当事者相互の確認を要しない、という利点を説明された。続いて、Anselmo Reyes シンガポール国際商事裁判所判事より、「日本における国際仲裁人材の養成」について講演があった。日本ほど比較法研究が盛んな国はないこと、健全な司法システムの裏付けがあることから、国際仲裁を実施するのに適しているとしたうえで、コミュニケーション・スキルを中心とした能力養成が重要であり、テクノロジーに精通した若い法曹に期待する旨を表明された。その後、Ong 弁護士をモデレーターとし、Reyes 判事、Bodenheimer 弁護士、Claxton 立教大学教授をパネリストとして、国際仲裁の実務上の問題点が検討された。実務に関わる方には、大変興味深い論点が多く含まれていたが、ここでは、仲裁実務においてZoomなどの新しいテクノロジーを取り入れるのに、驚くほど寛容であったこと、リモートやバーチャルでの手続が定着するなかで、仲裁判断に関わるような新しい問題が出現する可能性がある点について、仲裁人の裁量で対処できるという見解と、仲裁判断取消事由との関係で、さらなる検討が必要、という見解に別れたことを報告しておく。

## 国際仲裁の長期化・高額化

### —デュー・プロセス・パラノイア

今回のシンポジウムにご参集いただいた報告者・パネリスト共通の懸念は、近時の国際仲裁が、コモン・ロー的な対審的（adversarial）構造になっており、とくに証拠開示手続や証人尋問が「当然のように」、国際仲裁でも前提となって運営されていることであった。大量の文書のやりとりや、証人尋問などが仲裁の長期化・費用の高額化を招いていることは疑いない。他方で、手続的保障の要請も当然であり、仲裁人の手続運営において、「主張を聞いてもらう権利（the right to be heard）」を侵害された



として、いったん下された仲裁判断の取消を求める例も少なくないといわれる。クイン・メアリ大学とWhite & Case 法律事務所の共同調査では、このように大量の証拠開示を要求し、弁論手続の軽微な瑕疵も認めないという態度を、「デュー・プロセス・パラノイア」と呼んで、かえって国際仲裁の利用促進を阻害していると指摘している<sup>1)</sup>。

これまで、国際仲裁については、訴訟と異なり、より柔軟な手続運営が可能である、当事者自治が認められる範囲が広い、費用を抑えることができる、といった紹介がなされるのが一般的であった。しかし、デュー・プロセス・パラノイアに象徴されるように、近時の国際仲裁の案件がより長期化・高額化する傾向にあることは疑いない。しかし、国際商事紛争解決のための制度が複数用意され、当事者の合理的な選択が可能となれば、おのずと紛争解決コストの高騰を阻止することが可能となるように思われる。その一つが国際商事調停制度である。

### 国際商事調停の隆盛？

近時のコロナ禍において、グローバルなサプライ・チェーンの寸断が懸念される。とくにアジアに進出した日本企業は少なくないことから、サプライ・チェーンを構成する個別取引に関わる紛争が発生する可能性は大きく、それらが国際仲裁の場に持ち込まれることも容易に予想される。しかし、日本企業とアジア企業が当事者となる紛争の解決手段として、国際仲裁は必ずしも適切ではないように思われる。

日本企業が関わってきたサプライ・チェーン構築では、長期的な信頼関係にもとづき、個別の取引を柔軟に調整することを中核に、不確実なビジネス条件のもとで、相互の協力を促進し、機会主義的行動を阻止する、といった工夫をしてきたのではなかろうか<sup>2)</sup>。そうだとすれば、部品の納期や代金支払が遅れたといった軽微な紛争については、コロナ禍と政府の対応（自粛要請、ロックダウンなど）が英米法のフラストレーションや不可抗力に該当するか、あるいは、再交渉義務が発生する要件としての、やむを得ない事情に相当するか、といった「法律問題」による解決を目指すのは、当事者の意思に合致しないのではないかと。

上述したように、国際仲裁がコモン・ロー的な「訴訟」化している実態において、国際仲裁を申し立てること自体が、訴訟提起と同様、長期的信頼関係を

破壊する行為と認識され、仲裁の目的が、これまでの取引関係の終了・清算に重点を置くことになってしまう。そうであれば、コモン・ロー的な対審構造の下で、当事者が、自らの主張の根拠を可能な限り充実させ、相手方の弱点を突きながら、なるべく取り分を多くしようとする行動に出るのが合理的となる。

しかしながら、長期的取引関係では、このような「ゼロサムゲーム」となるような仲裁手続は適切でないとするれば、仲裁人と当事者相互のコミュニケーションを図りながら、適切な紛争解決を目指すという「インタラクティブ仲裁」というアイデアが適切である<sup>3)</sup>。コモン・ロー型は、最後まで仲裁人が当事者の弁論活動に対して独立し、仲裁判断まで心証を開示しないようであるが、インタラクティブ型は、仲裁人に手続運営に関するより大きな権限を付与しようという考え方である<sup>4)</sup>。

これに対し、近時重視されているのは、国際商事調停である。アドホック調停は、仲裁と同様、当事者が調停による紛争解決に合意するところから始まる。しかし、調停人の役割は、和解に至るために、当事者の対話を促進することであり、紛争について判断する権限はない点が、仲裁と大きく異なる点である。当事者は、争点に関する調停人の心証獲得という行動ではなく、相互のコミュニケーションによる「納得」を形成することが中心になる。そこでは、without prejudiceをあまり考慮しないで、本音で意見交換ができるというメリットを期待することができる。

デメリットとしては、到達した和解合意に執行力がないという点である。本年9月に発効したシンガポール国際調停条約は、国際的な商事調停により成立した和解合意に執行力を付与するなどの共通の枠組みを定めるものである。わが国でも早期の承認・批准が望まれるところである。

### わが国の貢献

実定法に関わる法律家は、ある紛争を目の前にすると、どのような法規を適用すべきか、から発想する。国際的な紛争についても、準拠法を確定して、その法の解釈・適用を行うという思考順序となる。次に、適用される法が、大陸法起源か英米法起源かで、異なる結果となることを発見する。しかし、先に、コロナ禍と契約上の義務履行の問題を例示したように、法系の違いによる結果を指摘するだけで

1) Queen Mary University of London and White & Case, 2018 International Arbitration Survey: The Evolution of International Arbitration, available at <https://www.whitecase.com/sites/whitecase/files/files/download/publications/qmul-international-arbitration-survey-2018-19.pdf>

2) 下野由貴『トヨタグループにおける付加価値の創造と分配』（中央経済社、2020年）23頁以下。

3) 日本商事仲裁協会「インタラクティブ仲裁規則 2019」available at [https://www.jcaa.or.jp/common/pdf/arbitration/Interactive\\_Arbitration\\_Rules2019\\_jp.pdf](https://www.jcaa.or.jp/common/pdf/arbitration/Interactive_Arbitration_Rules2019_jp.pdf)

4) 道垣内正人「コモンロー型仲裁へのアンチ・テーゼとしての大陸法型仲裁」早稲田法学 65巻3号（分冊1）119頁以下（2020年）。

は、とくに長期的な企業間取引関係における紛争を解決するという視点からは、あまり生産的な議論とは思われない。

われわれは、ADRが機能するには、健全かつ信頼できる司法制度が前提であると、当然のように考えているが、むしろ、日本のような司法制度とその実態は、世界的にみると希有なのかもしれない。仲裁・調停などのADRについても、司法制度の健全性・信頼性を理由に、国際的な案件をわが国に招致することの可能性を期待してよいと思われる。

次に、そのような案件は、たとえば京都国際調停センターで迅速かつ納得的な解決が可能であると考えられる。1990年代にアジアに進出した日系企業がサプライ・チェーンを構築するにあたって、たんに経済合理性だけに注目したのではなく、それまでの日本の取引慣行をベースに、長期の信頼関係構築を目指したものと思われる。国内では、相互にあうんの呼吸で関係が継続されたかもしれないが、海外で、それを契約条項に明文化すること、さらに英文で表現することは困難である。しかし、たとえば、日本企業のインハウス・ローヤーのように、継続的な取引の構築に関わった経験があり、取引関係の中核にある当事者のマインドセット、個別取引上のトラブル解決、そしてそれが企業経営に与える影響といった問題を理解できる専門家であれば、迅速にかつ最適な調停案を提示することができるのではないかと。

さらに、このような日本的取引慣行にもとづく、実質的な紛争解決基準の提示には、国際商慣習の形成という点で意義のあることと考える。もちろん、日本的取引慣行については、「法的に」批判されるべき点もあろう<sup>5)</sup>。他方で、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」として<sup>6)</sup>、80年代の世界経済を席卷したことも、歴史上の事実である。また、ウィリアムソンの「取引費用の経済学」に代表されるように<sup>7)</sup>、長期的な取引関係における不確実性とホールド・アップ問題、機会主義的行動の阻止、再交渉義務といった概念により、ミクロ経済学からの合理性がある程度証明されているように思われる。

このように、経済学的に合理的な説明を背景に、紛争解決の成果を提示することができれば、日本が、アジアにおける国際商事紛争解決制度の一翼を担うことが可能となるだけでなく、多数の国際企業から支持され、信頼されることによって、それがわが国の安全保障につながると考えられる。

### コモン・ロー的スキルの涵養

日本法が大陸法・英米法のハイブリッド型であること、比較法的研究の蓄積があること、アジアのサプライ・チェーン構築に日本の特徴が内在している

こと等々から、国際商事調停のような国際商事紛争解決制度の構築には、日本に一定の優位性があると思われる。他方で、国際仲裁の世界では、依然として、コモン・ローと法律英語が支配的であることは否めない。大陸法系の法律家であっても、証人尋問・反対尋問などの弁論スキルを学ぶ必要がある。

政府が骨太の方針で、国際仲裁人材の養成を謳った影響なのか、コモン・ロー系の専門家を招聘して、模擬反対尋問のセミナーを開催する大手事務所が少なくない。率直に言って、そこで観客として寸劇を見せられても、実感がわからない。まして、若い法律家へのアドバイスとして、「シニアの法律家と一緒に仕事して、OJTでスキルを修得するしかない」というのであれば、たんなる広報活動以上の意味はない。

翻って、われわれ研究教育機関として、国際紛争解決のための人材をどのように養成していくかは、法科大学院制度改革も含めて、真剣に考えるべき問題である。法科大学院で「国際仲裁の実務」を聴講させてもらった経験からいうと、学生は、英語で書かれた、相当複雑なシナリオであっても、比較法的素養と要件事実教育によって、かなり正確に事案を分析し、理解し、弁論の目標と間接事実を組立てることはできている。問題は、証人を目の前にして、どのように英語で表現すべきか、という点で困ってしまうことである。学生らが、法律家として理解すべき内容について把握しているとすれば、あとは英語というより、「慣れ」の問題であるから、実地にスキルを学ぶ機会を提供するほかない。昨年から、本学とも関係の深いミドルテンプレート法曹学院にて、反対尋問の短期プログラムを実施することとし、その成果に大いに期待したのであるが、残念ながら、このコロナ禍の下で、中止にせざるをえなかった。

### 終わりに

本稿では、アジアのサプライ・チェーン寸断から生じる国際取引上の紛争解決について、国際仲裁と国際調停を比較し、わが国は、国際商事調停制度において、その積極的な運用と実効性担保に貢献できるのではないかと、という知見を展開した。比較法的素養とコモン・ロー的スキルを装備し、日本的法文化・商慣習に関する造詣も深い専門家を養成すべき、という課題も明らかになった。比較法研究からの示唆があるとすれば、次世代の研究者に、インバウンドの比較法研究だけでなく、世界の比較法研究者と積極的に交流し、多様で多元的な社会における新たな紛争解決規範の創造と運用に関わってもらいたいと念願して擱筆する。

シオンズ (2004年)。

7) O.E. ウィリアムソン (井上香・中田善啓訳) 『エコノミックオーガニゼーション-取引コストパラダイムの展開』 晃洋書房 (1989年)。

5) 日本私法学会シンポジウム「『日本的取引慣行』の実態と変容」私法 80号57頁以下 (2018年)。

6) エズラ・F・ヴォーゲル (広中和歌子・木本彰子訳) 『ジャパン・アズ・ナンバーワン 新版』 阪急コミュニケーションズ (2019年)。

# グローバル化への抵抗

## —中央大学・エクス-マルセイユ大学交流40周年記念シンポジウム—

日本比較法研究所 所員 西海 真樹

2020年11月7日(土)に本学とエクス-マルセイユ大学(AMU)の交流40周年記念シンポジウムが開かれた。もともとは、シンポジウムに加えて交流40周年を祝うセレモニーなどを行う予定だったが、COVID-19のせいで叶わなくなった。だからといってすべてキャンセルするのはあまりに残念である。せめて研究分野で40周年記念にふさわしいシンポジウムをオンラインで行おう、ということで双方が合意した結果、このシンポジウムを開くことになった。



エクス-マルセイユ大学法学部校舎

AMUがある南フランスのエクスプロヴァンス(エクス)は、マルセイユから30キロ近く北上したところにある人口14万人ほどの町である。町の東には、ポール・セザンヌが描いたサント・ヴィクト

ワール山が、石灰岩の白い岩肌をきわだたせている。

紀元前122年、ローマ共和国前執政官ガイウス・セクステウス・カルウィヌスが、源泉の湧くこの地に要塞を築いた。エクスプロヴァンスの名は、人々がこの源泉をAqua Sextiae(セクステウスの水)と呼び慣わしたことに由来する。エクスはかつてプロヴァンス伯領の首都だった。プラタナスの巨木からなる並木道、南仏特有の赤茶けた屋根をもつ古い石造りの建物群、町の至るところで湧いている泉。旧都エクスは、ここを訪れる人々にその歴史を肌で感じさせてくれる町である。

AMUは、2012年に従来の3つの大学(エクス-マルセイユ第1、2、3大学)が融合して成立した。人文科学、法律、政治、経済、経営、薬学、医学、理学、工学などの広範な学部と研究所を擁し、約7万人の学生と教職員が在籍している。フランス・フランス語圏のなかでも最大規模の大学である。同大学は、1409年、シチリア王でありプロヴァンス伯でもあったルイ2世・ダンジューにより創設された。このときから数えると600年以上の歴史がある。2009年にエクス-マルセイユ大学創設600周年記念行事が開かれた。当時の永井和之学長はこれに招待され、同大学を訪ねて祝辞を述べている。1486年、エクスはプロヴァンスの他地域と共にフランス王国に併合された。1501年、ルイ12世はここに高等法院を設置した。高等法院の設置とそれともなうエクス大学法学部の充実により、エクスは南仏における法学・法実務の拠点になった。以来、旧制度においても、フランス革命後においても、エクス法学部は常

に有力な存在であり続け、現在に至っている。

AMUと本学は、1978年に交流協定を締結した。それは、本学にとって国際交流の嚆矢となった。それ以来、学生交流も順調に行われてきたが、何よりも特筆すべきは教員交流の活発さである。高柳先男、下村康正、外間寛、小島武司、渥美東洋、高橋誠、清水陸、長内了、桜木澄和、住吉博、古城利明、山野目章夫、椎橋隆幸、内田孟男、西海真樹、中島康予、清水元、大貫裕之、植野妙実子などの本学教員がエクスに交換教員として赴き、研究教育に従事した。他方、エクスからも多くの教員が中大に派遣されてきた。教員交流の成果は、比較法研究所や社会科学研究所の研究叢書として刊行されている(『今日の家族をめぐる日仏の法的諸問題』『ヨーロッパ統合と日欧関係』『ヨーロッパ新秩序と民族問題』)。また、ルイ・ファヴォール(憲法)、フェルナン・ブラン(刑法)、クリスチャン・ルイット(取引法)の各教授は中大から名誉博士号を、戸田修三、外間寛各教授はエクスから名誉博士号をそれぞれ授与されている。さらに、植野妙実子教授は2006年にAMUから博士号を取得している。論文題名は《Constitution, justice et droits fondamentaux au Japon》(日本における憲法、裁判、基本権)である。このように、AMUと本学との研究教育交流は際立って充実している。エクスへの留学から多くの糧を得た一教員として、この成果と蓄積をしっかりと継承し、さらに発展させたい。

シンポジウムは、まず福原紀彦学長、白井宏国際センター長、猪股孝史法学部教授、ジャン・フィリップ・アグレスティ法学部長がそれぞれ心のこもった祝辞を述べ、それに5つの報告+コメントが続いた。シンポジウム・テーマは「グローバル化への抵抗」である。グローバル化は、一方で人、物、資本、情報の国境を越えた自由な移動を促進し、その結果として私たちの生活を豊かにしてきた。同時に他方で、資本の独占的集中をもたらし、社会的・経済的不平等を拡大し、地球環境を悪化させ、特定の文化の支配的傾向を強めてきた。グローバル化がはらむ問題は複雑かつ多面的であって、一括りにすることはできない。シンポジウムは、このようなグローバル化への「抵抗」に焦点をあて、「抵抗」が法と政治の諸分野においてどのように生じているか、そこにどのような課題がみだされるかを考察するものとなった。

第1報告者ジャン・フィリップ・アグレスティ(AMU法学部長、法学部教授、法制史)は「グローバル化への抵抗：フランス家族法を例として」と題する報告において、フランス家族法におい

て家族には明確な定義が与えられてこなかったことを歴史的に概観し、自由・平等にもとづく家族関係の契約化は家族法のグローバル化・統一化に向かうのか、あるいは各国の家族法はその固有の性質によりそれに抵抗するのかと問い、「各人にその家族を、各人にその法を」というカルボニエの言を引きつつ、各国の家族法がグローバル家族法のみで収斂することは、家族と国家の結びつきが完全に破棄されない限り叶わないだろうと予測した。



第2報告者ヴィルジニ・メルシエ (AMU 法学部准教授、企業倫理・企業法) は「過度のグローバリゼーションに抵抗する会社のガバナンス・モデルに向けて」と題する報告において、グローバリゼーションへの抵抗として、企業の社会的責任 (CSR) を取り上げる。CSR モデルは当初自発的に現れ、民間アクターは倫理的関心から自主規制を行ってきた。しかしその自発的規制には限界があるため、フランス・欧州の立法者は徐々に会社法を修正し経営陣に新たな法的義務を課すに至る。報告は、このCSRの自発性と立法化とを具体的に考察しCSRがコーポレート・ガバナンスを世界規模で調和化していく可能性とそこにおける課題を論じた。

第3報告者エヴ・トゥリュイレ (AMU 欧州国際研究所長、EU 環境政策・環境法) は「環境保護のグローバル化におけるEUの役割：影響と抵抗の間」と題する報告において、グローバルな環境問題へのEUの対応を論じた。EUは、世界の環境保護へのとりくみにおいて主導的な役割を果たすとともに、国際規範遵守を求められたときには、一定の抵抗を示してきた。つまり、一方で野心的な義務を他国に受諾させようとし、他方で野心的義務を域内法にとりこむよう求められたときは、その規範的・制度的自律性を守るため、ときにその野心的義務の効果の無力化に努めてきた。このようなEUの二面性が、具体例を通じて明らかにされた。



第4報告者ジャン-フランソワ・マルキ (AMU 法学部准教授、国際関係論・国際法) は「国際の平和と安全の分野におけるグローバリゼーションへの抵抗」と題する報告において、グローバリゼーションを多国間主義の拡大・普遍化と捉え、それが歴史的にどのように唱えられ実現してきたか？ それで現在どのような危機に陥って

いるか、危機を克服する方策はあるか、といったことがらを考察する。現代国際社会には従来からの多国間秩序が存続すると同時にもう一つの脱国境的な秩序が生成しつつあり、そこでの「危機への抵抗」を正確に把握するには広範な視座が求められ、危機克服の確実な展望は容易にはみいだせない、というのが結論である。

第5報告者ロスタンヌ・メジ (エクス政治学院長、政治学院教授、EU 政策・EU 法) は、「法の支配の世界化へ向けて：勝負はついたか？」と題する報告において、グローバル化と法の支配との矛盾に満ちた関係を論じる。一方で法の支配がグローバル化し、アラブ世界も「アラブの春」により法の支配を一部受け容れた。他方、法の支配のグローバル化に国家主権や地域的差異主義に支えられた民族主義的反発が増大し、そこに世界中に広がるポピュリズムが加わった結果、法の支配の疲弊化・脆弱化が進行し、法の支配は今日重大な困難に直面している。報告は、法の支配とグローバリゼーションとのこのような二面性を説得的に示すものだった。



中大側の各コメンテーター (力丸祥子法学部准教授、伊藤壽英法務研究科教授、牛嶋仁法学部教授、西海真樹法学部教授、亙理格法学部教授) は、これらの報告を評価し、いくつかの批判・疑問を述べ、各テーマのさらなる展開可能性を論じた。このような報告書とコメンテーターとのやりとりを通じて、全体として有意義な意見交換を行うことができた。

最後に、総括報告を植野妙実子名誉教授 (憲法) が、閉会の辞を大貫裕之法務研究科教授 (行政法) が述べ、3時間を超えたシンポジウムは終了した。時間的制約を過小評価していたため、参加者と報告者・コメンテーターとの間で質疑応答を行うことができなかったのは、大変残念だった。そこで、参加者にはシンポ後のアンケートの中で質問、意見を述べてもらい、それへの報告者・コメンテーターの回答を全参加者に送ることにした。

本シンポジウムの準備と実施については、関口夏絵日本比較法研究所事務室長を初め、社会科学研究所、法学部事務室、国際センター、学長室秘書課の方々にお世話になった。シンポジウム資料の作成は、稲木徹さん (安徽大学外語学院外籍教師)、兼頭ゆみ子さん (本学法学部兼任講師)、久保庭慧さん (本学経済学部兼任講師)、小寺智史さん (西南学院大学法学部教授) が担当してくれた。これらの方々の真摯なご協力がなければ、このシンポジウムは到底実現できなかっただろう。これらの方々に厚くお礼申し上げる。なお、本シンポジウム成果は来年度社会科学研究所研究叢書として刊行される予定である。

## 追悼 伊従寛先生を偲ぶ

日本比較法研究所 所員 牛嶋 仁

本研究所元所員・本学法学部元教授伊従寛先生は、2020年6月29日に逝去されました。衷心より哀悼の意を表します。

伊従先生の実務・研究・教育のご業績は多岐にわたりますが、ここでは、先生の本学における研究教育と本研究所への貢献の一端を記し、先生への感謝のことばとしたいと思います。

伊従先生は、1927年にお生まれになり、東京大学法学部をご卒業後、1953年公正取引委員会に入庁、勤務され、1986年から1991年まで公正取引委員会委員をお務めになりました。その後、1993年の国際企業関係法学科新設に伴い本学に着任され、1998年3月まで本学法学部教授として、本学の研究教育に貢献されました。その代表的なものとして、ご高著『独占禁止政策と独占禁止法』（1997年）が日本比較法研究所研究叢書として刊行されています。

伊従先生は、公正取引委員会委員をお務めの頃から本学大学院兼任講師として「民事法特殊研究Ⅰ」をご担当され、その成果の一部は、本稿筆者など当時の大学院生や同修了生とともに関与された監訳書『アメリカ独占禁止法概説』（商事法務研究会、1991年）として刊行されました。その後も私たちの競争法に関する研究をご指導いただき、その成果は、筆者編著『日米欧金融規制監督の発展と調和』（日本比較法研究所研究叢書、2016年）など指導を受けた研究者の研究として各々刊行されています。

伊従先生は、本学の社会的地位を高めるため、公正取引委員会幹部と協力して、弁護士・企業実務家を対象とした「上級法務講座・独占禁止法」（クレセントアカデミー主催）の企画・運営もなされました。これは、移転後の法学部による社会貢献の参考になると考えています。

伊従先生は、本学退職後も、90歳を過ぎるまで弁護士として競争法の実務を主導されました。私たちは、伊従先生の周りに集い、議論したことをなつかしく思い出します。その熱気と成果を本学学生にも継続して伝えていきたいと考えています。

## 最近のシンポジウム等

ウェブ・シンポジウム「サイバー犯罪対策における企業の役割」が警察政策学会情報技術犯罪対策部会と当研究所（サイバーセキュリティ研究会）の共催で実施されました。

サイバー犯罪対策において民間企業が重要な役割

を負うことは、かねてより指摘されてきましたが、サイバー犯罪の被害がより深刻となっている今日、その意義はより重要性を増しております。

そこで、サイバー犯罪対策に関して企業の役割が特に重要となっている諸分野について、現在の状況と今後の課題を検討する内容となっております。

シンポジウムの詳しい内容については警察政策学会のホームページよりご確認いただけます。

警察政策学会 (<http://asss.jp/>)

> 「活動紹介」 > 「研究部会活動」 > 「フォーラム開催」

## 所員会の開催について

10月16日（金）に第29期第3回所員会がweb会議にて開催され、当研究所初の電子投票にて所長選挙等が実施されました。選挙の結果、冒頭での紹介のとおり、柳川重規教授が新所長に選出されました。

所員会ではこのほか、商議員の補充選挙が行われ、平泉貴士教授、徳本広孝教授、西村暢史教授が選出されました。

また、次年度の事業計画についても審議され、叢書刊行計画、外国人研究者交流計画などが承認されました。

## 2021年度事業計画について

2021年度事業計画から、刊行計画についてお知らせします。

[刊行計画]

- ・堤 和通「米国刑事判例の動向 VIII」
- ・畑尻 剛“Der Oberste Gerichtshof zwischen integrierten und isolierten Verfassungsgerichtsbarkeit”
- ・山内 惟介「国際会社法研究 第二巻」
- ・植崎みどり「国際物権法における所在地法主義」
- ・杉浦 宣彦 Veerle Colaert ほか著「欧州金融規制：分野横断的側面からの分析」
- ・伊藤 壽英 John C. Coffee, Jr. 著「起業家的法律家の誕生（仮）」

## 編集後記

本号は、柳川重規教授新所長着任、2件のシンポジウム報告が掲載され、豊かな内容となりました。執筆者や準備に関わった事務室等に感謝申し上げます。

オンラインによる学会・シンポジウム等は、地球規模でその利点が共有されることとなりました。比較法、国際法、トランスナショナル法の共同研究は、その必要性和魅力が増しています。都心移転を視野にいっそうの発展を期待したいと思います。

(牛嶋記)